

公益社団法人九州数学教育会 年会費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人九州数学教育会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の年会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

（年会費）

第2条 本会の社員の年会費は、次のとおりとする。

個人 25,000円

法人 50,000円

2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

（年会費納入時期）

第3条 年会費は、毎年8月末日までに翌年分の年会費を支払わなければならない。

（年会費の使途）

第4条 第2条に定める年会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、本会の年会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第6条 この規程を改正するときは、社員総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。